

令和 8 年 度 第 4 回 大 阪 市 建 築 審 査 会 会 議 録

○日 時 令和 8 年 7 月 9 日（木） 午前 9 時 3 0 分開会
午前 1 1 時 4 4 分閉会

○場 所 大阪市中心公会堂 小集会室

○議 事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) 審査請求事案の審議
4) 審査請求事案の口頭審査
5) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
2) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可における建築審査会一括同意
基準に適合したものの報告
3) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一
括同意基準に適合したものの報告
4) 審査請求事案の審議（非公開）

○出席委員 5 名

会 長 阿部 昌樹

委 員 福田 知弘 委 員 大藤 さとこ

松島 格也 小泉 真一郎

○出席幹事 計画調整局 鎌田（建築指導部長）
濱崎（建築企画課長）
平山（建築情報担当課長）
藤村（建築確認課長）
都丸（監察課長）
島田（都市計画課長代理）

平田（開発誘導課長）
環境局 三原（環境管理課長）
消防局 吉村（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 富安（注1）、二宮（注1）、岩永（注1）、野村（注1）、
北山、中嶋、中西

（注1）書記

開会 午前9時30分

○濱崎幹事 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第4回大阪市建築審査会を始めます。出席者の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また、円滑な議事進行のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただくようご協力をお願いいたします。

なお本日、会場が取れなかった関係でこちらの会場になっております。照明についてもこれが最大限ということと、ちょっとそういった不便なところがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。一応、空調についても2度設定を上げている状態ですけれども、もしきついとかありましたら、またお声掛けください。

それでは、阿部会長から開会の宣言をいただきまして、建築審査会を進めてまいりたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部会長 そうしましたら、ただいまから大阪市建築審査会を開催いたします。まずは事務局の方から、今日の予定等の説明をお願いいたします。

○事務局（岩永） まず事務局から委員の皆様のご出席状況の確認と、本日の議事予定を確認させていただきます。委員の皆様のご出席状況でございますが、5名の委員にご出席いただいております、大阪市建築審査会条例に規定している会議開催に必要な人数である4名以上となっておりますので、規定を満たしております。

続きまして、本日の議事記録責任者は、大藤委員と小泉委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事予定をご説明いたします。お手元の次第「3. 議事」をご覧ください。
議事の1）本日ご審議いただく個別同意案件は1件です。議案第6号ですが、法第59

条の２の規定に基づく、総合設計制度による容積率の特例許可に関する案件です。

次に、議事の２）につきましては、法43条第２項第２号の許可、法56条の２第１項ただし書きの許可に係る、一括同意基準に適合した許可案件の概要を事務局からご報告いたします。

次に、議事の３）議案第７号といたしまして、審査請求事案をご審議いただきます。この議事につきましては、議事の４）、議案第８号の審査請求事案に係る口頭審査を挟んで、ご審議いただきたいと考えております。

議事の３）の前半終了後、10分間休憩とさせていただきます。その間に、口頭審査の準備のため、会場のレイアウトを変更いたしますので、幹事の皆様にはお席の移動をお願いいたします。その後、準備が整いましたら、議事の４）、議案第８号の審査請求事案に係る口頭審査を行います。口頭審査終了後、審査請求人、処分庁、参加人にもご退席いただき、もう一度、議案第７号の審査請求事案の審議をさせていただきます。

なお、議事の３）審査請求事案の審議につきましては、審議会等の設置及び運営に関する指針、第７、１（２）の「会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合」に該当するため、非公開での審議としたいと考えております。

議事終了後、事務局から事務連絡をさせていただき、閉会となります。それでは、議事進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

○阿部会長 そうしましたら、議事進行に入っていきたいと思います。今の説明がございましたとおり、議事の３）の審査請求事案の審議というのが、順番的にややこしいんですけれども、公開口頭審査の前と後とで、それぞれこの事案に関して皆様のご意見をお伺いするようなお手続きを行うということで、ちょっと不規則な形になりますけれども、ご了解いただければと思います。

その議事の３）ですけれども、これは個別事案の行政処分の妥当性に関するものということで、非公開ということにいたしたいと思います。それ以外は全て公開という形になりますけれども、それでよろしいでしょうか。そうしましたら、そのように進めさせていただきます。

それから、今日は30分早く開始させていただいたわけですが、終わりが決まっています12時には出ないといけないということですが、公開口頭審査もあり、かなりタイトなスケジュールになっておりますので、その点をご了承の上、速やかな進行にご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、まず個別同意案件ですけれども、議案第6号について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

◎同意案件

議案第6号 建築基準法第59条の2第1項に基づく容積率の特例許可について

○事務局（岩永） では、議案第6号の説明に入りたいのですが、少しその前に、前回、総合設計制度の案件について付議させていただきました5月の建築審査会において、大阪城の少し南側の2種住居のところでのマンションの計画についてですが、そのときに委員の方よりご意見いただいております、内容としては、大きく2点あったかと思いますが、1点目が総合設計制度による高層化が都市計画で定めている用途地域や容積率に応じたものなのかというところ、それから景観などの関係規定についての協議調整についてのご意見であったかと思いますが、こちらについて総合設計の審議の前に、制度上の枠組みであるとか考え方について、少しご説明させていただきます。

まず1点目、用途容積に応じた計画なのかといったご意見についてですが、総合設計制度の共同住宅の緩和制度として、市域全域で適用が可能な市街地住宅総合設計制度というものと、概ね環状線内で適用可能な都心居住容積ボーナス制度という、この2種類があります。この2種類については、都心居住容積ボーナス制度の方が、より緩和されやすくなるというものなのですが、この都心居住の制度の中でも、立地するエリアであるとか用途地域によって3種類のメニューを用意しております。

お手元に総合設計の実施基準の抜粋を用意しておりますが、表みたいになっているメニューがいくつか書かれているものですが、都心居住容積ボーナス制度が適用される地区には、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、それから商業地域の4種類の用途地域の場所がありまして、そのうち商業地域以外の地域と商業地域で少し制度が分けられているのに加えまして、商業地域の中でも特に都心の地域については、都市再生型としてメニューを用意しているところです。ですので、商業以外と商業と都市再生型、こんな3種類があるんですけれども、順に緩和がされやすくなるように計算式を調整しておりまして、総合設計制度としては、このようにエリアや用途地域に応じた基準によりまして、許可の運用を行ってきているところです。今後も本市施策に応じて適切に運用してまいりたいと考えております。

2点目ですが、関係規定についての協議調整についてというところだったと思いますけれども、大阪市では大規模建築物の建設計画の事前協議という制度を設けておりまして、話題に上がっていました景観や道路下水などの公共施設についての事前協議を行うこととしております。その事前協議と建築審査会の手続きの関係ですが、まず事業者が関係各課と事前協議を行っていただいた上で、大規模の申し出という手続きを行っていただきまして、その後、庁内会議で計画の内容を共有した後、こちらの建築審査会に付議させていただく流れになっており、一定協議調整がなされた計画について、こちらの審議会にお諮りしています。簡単ではございますが、本市の総合設計制度の運用について説明させていただきました。

○事務局（岩永） では、議案第6号について説明いたします。別添資料で場所から説明しますので、水色の大きいファイルの資料をご覧ください。

まず、1ページ目ですが、用途地域区分図となります。申請地は引き出し線の先にある赤丸で示したところで、用途地域は商業地域で指定用積率が800%の地域になります。

続きまして、2ページ目ですが、こちらは周辺建物現況図となります。申請地は図面中央の赤枠で示したところです。本申請地は、大阪メトロ扇町駅から西へ約450メートル、同じく大阪メトロの中崎町駅から南へ約450メートルの位置に位置し、周辺は事務所や店舗などが立地しています。敷地周辺の写真をご用意しておりますので、クリップ止めで挟んでいる資料のほうをご覧ください。

まず写真1枚目ですが、こちらは計画地の南側道路を西から東方向に見た写真です。写真の左側に赤色の点線で囲っているところが計画地となります。南側道路は、歩道のある幅員27.272メートルの道路です。右上にキープランを示しておりますが、街区の中の一部だけ欠けたような敷地になっておりまして、写真の中央の事務所と記載している部分が欠けている隣地の部分になります。

続きまして写真2枚目ですが、こちらは先ほどと同じ南側道路を反対向きの東から西方向に見た写真です。

続いて3枚目ですが、今度は計画地の西側道路を南から北方向に見た写真です。西側道路は2か年指定の道路で幅員27メートルの道路ですが、都市計画道路の暫定整備の状態になっておりまして、現在は道路の中央に大きめの分離帯みたいな感じで整備されているところなんですけれども、その部分に仮設の警察署が建っています。こちらについては仮設期間満了後には撤去される予定です。

続きまして写真4枚目ですが、先ほどと同じ西側道路を逆向きの北から南方向に見た写真です。こちら西側道路には既設の歩道がついているというところです。

続きまして5枚目ですが、計画地の北側道路を西から東方向に見た写真です。こちらは歩道のない幅員4メートルの道路となっております。計画地の左のほうに写っているところが北側の対側にあたるんですけれども、こちらには共同住宅や事務所が立地しております。

続いて6枚目ですが、先ほどと同じ北側道路を逆向きの東から西方向に見た写真です。

続いて7枚目ですが、計画地東側の道路を北から南方向に見た写真です。東側は少し狭いんですけど歩道は一応ありまして、全幅としては10.87メートルの道路です。

続きまして8枚目ですが、先ほどと同じ東側道路を南から北方向に見た写真です。

写真の説明が終わりまして、次に、議案第6号の議案書の主な部分を読み上げさせていただきますので、別でお配りしている議案書をご覧ください。議案書の主な部分を読み上げいたします。

建築主、記載のとおりです。

敷地の位置、大阪市北区神山町、以下記載のとおりです。

地域地区について、商業地域、防火地域、準防火地域。指定容積率、基準容積率ともに800%。指定建蔽率80%で、基準建蔽率は100%。

主要用途は共同住宅です。

割増し制度の種別は、都心居住容積ボーナス制度（商業地域）です。

工事種別から高さまでは記載のとおりです。

公開空地面積は有効面積にして319.18平方メートル、有効公開空地率では27.33%になります。

緑地面積から下のほう、C A S B E E大阪みらいによる評価までは、記載のとおりです。

右のほうを行きまして、建蔽率は73%、容積率は、実行の容積率が1059.92%、許容容積率は1060%です。

下のほうですが、周囲の環境、許可理由については、記載のとおりです。

適用条文は法第59条の2第1項。

許可を要する事項としては、容積率の限度を超えるもの、になります。

図面の説明に戻りますので、先ほどの大きい水色のファイルの続きのところをご覧ください

ださい。

続きのところ、3ページですが、こちらは設計概要書となりますが、議案書の内容と重複するため省略させていただきます。

続いて4ページですが、こちらは透視図になります。左側に示している大きいほうの図は敷地南西側から建物全体を見た外観パースです。右側が公開空地のパースになるのですが、少し順番前後しますが、まず右下が先ほどと同じような方角の南のほうから公開空地を見たパースになります。ベンチなどのある広場状の公開空地を計画しているほか、壁面緑化を設ける計画となっております。右上ですが、こちらは敷地の北側の公開空地のパースで、こちら現況道路に歩道整備がないので、歩道状公開空地を整備する計画となっております。次に説明します、公開空地計画図と併せてご覧ください。

5ページは公開空地計画図になります。図面上方向が北です。まず、接道状況について、本申請地は4方接道ですが、幅員はそれぞれ広い方から、南側が27.272メートル、西側が27メートル、東側が10.87メートル、北側が4メートルとなります。赤色の実線で囲んだ部分が公開空地になります。まず、歩道整備についてですが、北側道路には歩道がないため、3メートルの歩道状公開空地を設けます。東側は既存歩道として1.82メートルの歩道がありますので、既存と合わせて2.5メートルとなるように、敷地内歩道を設けております。残った西側、南側には、それぞれ大体5メートルほどの既設歩道が整備されていますので、敷地内に歩道整備必要がないというところです。ですので、広場や緑地を設けた公開空地を計画しております。

また、南側の公開空地には一部上部に建築物が突出している部分がありますので、ピロティとか底下の公開空地として、係数を低減して評価しておるところがあります。それから、先ほどのパースでも少し出てきた壁面緑化ですが、南側のほうに水色の実線で示しているところで、こちらは公開空地に準ずる有効な空地として評価をしております。

続きまして、6ページです。6ページは公開空地求積図です。係数のところを少し説明しますが、北側の歩道状公開空地については1.5に割増し、南側のピロティとか底下の部分については、0.8に低減して評価しております。南側の南西部分、角あたりにグレーで記載しているところなんですけど、こちらについては、公開空地の必要幅である4メートルを満たさない部分ではありますが、ピロティ部分を評価するにあたり、通行上ショートカットとなる動線を確保する必要がありますので、係数0の公開空地として位置付けし、将来にわたって維持管理いただきます。それ以外の部分、緑色のところにつ

いては係数1で評価しているのと、壁面緑化について係数0.5で評価をしております。

続きまして7ページは、緑地面積求積図となっております。

続いて8ページですが、動線計画図となります。図面上方向が北となります。歩行者（黄色）と、車椅子（オレンジ色）のところですが、こちらにつきましては、敷地南西側から入ってもらって、エントランスホールへと至る動線となります。自転車（緑色）ですけれど、敷地の北西側のところから入って、自転車専用エレベーターを利用して、2階と3階にある駐輪場に停める計画となっております。一般車両（青色）と、バイク（水色）は東側の道路に設けた車両出入口から敷地内に進入しまして、それぞれ車はタワーパーキングのほうへ、バイクについては、自動二輪は北側のほうに停めていただいて、原付については南側の原付専用エレベーターを利用して2階に駐車する計画となっております。ゴミ収集車両は茶色のところですが、こちらは同じ東側の車路から入りまして、敷地内で収集する計画です。緊急車両（赤色）は南側の道路から消防活動を行う計画となっております。

続いて9ページ目は日影図になります。図面上方向が北です。本申請地は商業地域のため、条例に基づく規制はありませんが、北側の対側に写真でもあったとおり共同住宅がありまして、居室の窓が計画地側を向いているところですので、周辺への配慮として、対側の道路境界線より外側に終日日影となる部分を生じさせないよう指導をしております。8と書いてある青の線ですけれども、図示のとおり、対象の区域には所定の日影を生じさせないことを確認しております。

続きまして10ページは、配置図兼1階平面図となります。1階にはエントランスホールやメールコーナーなどを計画しております。

続いて11ページは、ピット階平面図です。

続きまして12ページですが、2階平面図となります。こちらには、駐輪場やバイク置き場、電気室や自家発電機室を設けております。今回の建物は非常用エレベーターを設置する規模になりますので、電気設備の浸水対策について、総合設計で一定指導しているというところで、図面に青く囲っている範囲の電気室などについては、浸水想定高さより高くなるように、足元の壁を少し高くして対策をしているところです。

続いて13ページですが、こちらは3階平面図になります。3階には駐輪場を設けております。

続いて14ページですが、4階平面図となります。4階から住戸を計画しておりまして、

住戸タイプについてはこちらは2LDKとなります。このフロアには住戸のほかに、コワーキングスペースを設けております。

続きまして、15ページは5階から20階の平面図になります。住戸タイプは1LDKとか2LDKとなっております。

続きまして、16ページですが、21階から27階で25階を除いた平面図になります。こちらの住戸タイプは2LDK、3LDKが計画されております。

17ページですが、25階平面図になります。このフロアには住戸のほかにゲストルームや集会室が計画されております。集会室の面積は図面に記載しておりますが、105.43平方メートルで、基準の住戸数あたり0.5平方メートル以上となる75.5平方メートルを満たしています。

続きまして、18ページですが、28階、29階の平面図になります。3LDKの少し規模の大きい住戸を計画しております。

続いて、19ページ30階平面図です。住戸フロアの最上階のところになります。20ページですが、こちらはR階の平面図です。

続きまして、21ページはPH、PHR階平面図です。この建築物の高さから必要となる緊急救助用スペースが設けられております。

続きまして、22ページ、23ページは立面図となります。少しこの図面を縦向きに見ていただきますが、まず、22ページは南側と東側の立面図です。南側の立面図のところには、緑で着色しているところですが、壁面緑化を設けております。

23ページですが、北側と西側の立面図となります。高さ制限については天空率で適合させております。

続きまして、24ページですが、こちらは断面図です。図面を縦向きに見てもらったときに、右上にあたる場所に少し小さいんですけども、キープランを示しております。縦向きに見たときの左側にあたるのが東西方向に切ったA-A'断面、右側が南北方向に切ったB-B'断面のところなんです。2階のときに説明した浸水高さをA-A'のところに記載しております。

続いて、25ページ、26ページの壁面緑化の参考になります。26ページのほうですが、断面詳細図を記載しております。カセット式の壁面緑化を計画しています。

27ページですが、CASBEE大阪みらいの概要書となります。総合設計適用の基本要件である「A」を満たしております。BEE値は1.6になります。

少し説明が走りましたが、議案6号の説明については以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○阿部会長 ありがとうございます。今ご説明いただいた議案について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

最初に確認ですけれども、西側の道路が今工事中で仮設の建物が建っているというご説明だったと思うんですけれども、それはまず工事に支障がないのかということと、今後いつぐらいに建物が撤去されて道路がどうなるのか、普通に使えるようなのか、建物の使用との時間的な関連はどうなっているんですか。

○事務局（岩永） まず、仮設建築物の許可の満了は、令和13年の8月までの予定になっています。建築物の竣工予定は令和11年の11月の予定なので、仮設建築物がなくなる段階では既に建築物が竣工していることとなります。ただ、仮設建築物が建っているところは、車両が全く通らない大きめの分離帯みたいのところになっていて、工事の影響についてはおそくないであろうというところと、都市計画道路の整備についても、ホームページで少し確認できる場所があるんですけれども、まだこの建築物が完了する段階では、都市計画道路が完了する予定にはなっておりませんでして、工事にあたっては順次調整しながらされていくことになるかというところなんです。

○阿部会長 ありがとうございます。そうすると先ほど説明でも、車両とか基本的には東、南、どちらからか入り込むという緊急車両になるんですね。ということで、西側の道路はそもそもあまりこの建物との関連では使われないという、あまり使わないから関係ないんだみたいな感じでよろしいんですかね。

○事務局（岩永） 今回、たまたま四方接道で車両出入り口を東側に設けておりまして、あと歩行者がどこから来るかというところにはなってくるかと思いますが、必ずしも西側道路にたくさん負荷をかけているような計画ということではないんですけれども、総合設計としては接道状況がいい方が、いろんなところに分散されていって、負荷をかけるにくくなるかと考えています。今回のこの27メートルの都市計画道路は暫定整備ではあるんですが、少し2ページの周辺建物現況図で見ていただければと思うんですけれども、道路の中に長めの丸く描いているところが、仮設建築物が建っている大きめの中央分離帯みたいところで、その脇に車両が通行できる部分があって、この道路の北側に行った先のところにはJRの線路があるのですが、そのところがまだ整備ができていないため、南から入ってぐるっと北側の線路のまできかないところでまわって一筆書きみた

いな感じで、車両が通れるようになっておるところです。その車両が通れるところの幅員が6メートル以上あり、総合設計の規定道路の基準として、6メートルというのを求めていますので、そういうところから見ても西側道路は一定の交通量を賄える道路かと考えております。以上です。

○阿部会長 はい、どうもありがとうございます。皆さん、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○大藤委員 1点確認させていただきたいんですけれども、北側のところに、こちら側に窓がついている共同住宅とか事務所とかがあって、日影のことは確認をいただいているということなんですけれども、これで、この5とか3って書いているのは5時間ぐらい日陰になるという意味ですか。

○事務局（岩永） そうです。

○大藤委員 なんか5時間ぐらい日影になる部分が結構かかっているなというふうにもちょっと思ったんですけれども、この北側の共同住宅とか事務所の方には、特にもうご了解をもらっているという解釈で大丈夫でしょうか。

○事務局（岩永） ご了解をといるところ、どこまで事業者が説明しているのかというのは、日影の点での確認、日影大丈夫ですかみたいな聞き方はしていないんですけれども、事前公開制度という制度に基づいて近隣説明が必要になっておりまして、そちらについては実施されております。特に近隣から意見があるということは聞いていないです。

それから仮に、一般的に総合設計するときの日影の配慮というところを考えたときに、5時間日影については5メートルラインで見えておりまして、今回でいうとピンクの線が5メートルラインのところ、オーバーしているじゃないかという話になるかと思うんですけれども、こちらの共同住宅はメイン側の採光を西側の都市計画道路の方からとっておりまして、この南側の窓は採光のメインになるような大きい窓がとられているというところではないことを確認しています。今回の北側の建築物の状況を見て、5時間日影までの配慮を求めるところではないと考えているところです。

○阿部会長 はい、ほかいかがでしょうか。よろしいですか特に。そうしましたら、最初に説明していただいた、そもそも大阪市としての総合設計の方針について鑑みても、基本的には基準どおりに適用されているということで、承認いたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。そうしましたら、この件については、建築審査会としては同意したということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

そうしましたら、続いてですけれども、議事の２）一括同意基準に適合した許可案件について、ご説明いただきます。お願いいたします。

◎一括同意案件等の報告

・接道義務の特例許可（建築基準法第43条第２項第２号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（野村） はい、それでは法第43条第２項第２号の許可（接道特例許可）に係る一括同意基準に適合し、令和８年６月１日から令和８年６月30日までに許可したものについてのご報告をいたします。お手元に配布しております次第にホッチキス止めしてあるA３資料をご覧ください。今回ご報告させていただきますものは、一括同意報告番号第15号から第18号の計４件です。用途は一戸建ての住宅が３件、地域公民館が１件となっております、空地等の種別はその他通路が３件、公共用通路が１件となっております。

・日影による中高層建築物の高さの制限の特例許可（建築基準法第56条の２第１項ただし書）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（岩永） 43条に続きまして、法第56条の２第１項ただし書きの日影規制の特例許可における一括同意基準に適合して、６月１日から30日までの間に許可したものについてご報告させていただきます。先ほどの43条の続きにつけております、A４縦向きの１枚目のところをご覧ください。一括同意報告番号、第１号の１件でございます、こちらは準工業地域での増築になりますが、準工業地域では平成15年から日影規制をかけておりまして、それ以前に適法に立てられた既存不適格の状態の寄宿者がありまして、その同じ敷地内に自転車置き場を増築するものです。土地の状況等により、周囲の住居の環境を害するおそれがないと認め、一括同意基準に該当するとして許可したものとなっております。一括同意基準に適合したものの報告は以上です。

○阿部会長 はい、ありがとうございます。以上の案件について、もしご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。そうしましたら、この案件についてはご報告をお受けしたということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎審査請求事案の審議（非公開）

議案第 7 号 令和 8 年 4 月 24 日付け審査請求について

（審査請求として受け付けた案件について審議を行った。）

◎審査請求事案の口頭審査

議案第 8 号 令和 8 年 4 月 24 日付け審査請求について

（審査請求として受け付けた案件について口頭審査を行った。）

○阿部会長 最後に事務局のほうから事務連絡をお願いいたします。

○事務局（岩永） はい。では、次回の審査会の日程についてですが、日程は 8 月 6 日、木曜の午前 10 時からで、場所がまた異なりまして、中央区役所の 703 会議室というところでの開催を予定しております。個別同意案件として総合設計制度に基づく容積率の特例許可案件 2 件をご審議いただく予定です。あと、最後にお手数ですが、交通費の書面の内容をご確認いただきまして、記載と署名いただき、机の上に置いてご退室くださいますようお願いいたします。事務連絡については以上です。

○阿部会長 どうもありがとうございます。それでは今日は早くお集まりいただいて、どうもご協力ありがとうございました。これにて本日の建築審査会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 44 分